第四条の六の二第三項第一号		
法第九条の三の二第三項第一号		
規定する所得税		
）及び		
当該所得税		
）の額の合計額並びに		
これらの税		
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号	規定する所得税及び復興特別所得税	規定する第四条により読み替えて適用される第十二項第一号に掲げる金額（特別措置法第二十八条第三項の規定により控除される当該金額に限る。）とする
第四条の六の二第三項第二号		
同項の		
同項第二号		
法第九条の三の二第三項第一号に規定する政令		
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号に規定する政令	同項又は特別措置法第二十八条第三項の	同項又は特別措置法第二十八条第三項の法第九条の三の二第三項第二号に掲げる金額（特別措置法第二十八条第三項の規定により控除される当該金額に限る。）とする
第四条の六の二第十二項		
第四条の六の二第十二項第一号		
同条第三項		
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額	係る所得税の額（第四条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項及び第四条の十一第三項の規定により読み替えて適用される第四条の十三第一項の規定により同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項に規定する所得税の額をいう。）とする
第四条の六の二第十二項第二号		
法第九条の三の二第三項第一号		
）の額に		
当該所得税		
これらの税		
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額	係る所得税の額（第四条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項及び第四条の十一第三項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項に規定する所得税の額をいう。）とする
第四条の六の二第十六項		
法第九条の三の二第三項		
）及び復興特別所得税の額の合計額に		
これらの税		
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
第四条の六の二第十六項		
第十二項第一号		
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号

第四条の六の二第十七項		
法第九条の三の二第六項		
所得税の額		
第十二項第一号		
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第六項
同条第三項		
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額
金額に		
金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除される	同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項	第四条の九第六項
第四条の六の二第十八項		
法第九条の三の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十五条第一項第五号及び法第九条の三の二第七項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項	第四条の六の二第十九項
所得税の額		
所得税及び復興特別所得税の額の合計額		
第十二項第二号		
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第二号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項
金額に		
金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項	第四条の九第七項
所得税の額		
所得税及び復興特別所得税の額の合計額		
第四条の九第七項		
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項